

マイナンバーのご提出をお願いします。 資格情報のお知らせをお送りいたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証に替えて、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みになります。マイナ保険証を利用するためには、当協会に正確なマイナンバーの登録が必要です。そのため、マイナンバー登録申出書をご提出ください。
また、加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握できるよう、資格情報のお知らせについてお送りいたします。

様式例

氏名		全国健康保険協会 北海道支部	
<p>協会けんぽにおいて、上記資格情報にあなたのマイナンバーが登録できていないか、または登録されたマイナンバーが正しいものであるか確認の必要があるため、大変お手数をおかけしますが、同封の「マイナンバー登録申出書」に必要事項をご記入いただき、協会けんぽへご提出くださいますようお願いいたします(※)。 なお、本お預りの受取時点で、マイナンバーを提出済み等の場合は、行き違いですので、何卒ご容赦ください。 (※) 海外在住等でマイナンバーをお持ちでない方は提出の必要はございません。</p>			
マイナンバー登録申出書をご提出いただいた場合、マイナポータルで健康保険の資格情報をご確認いただくことができます。		マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら→	
さらに、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナ保険証として医療機関等を受診することができます。 医療機関等を受診した際に、マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、マイナポータルの資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、左下にある資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等に提示することで受診いただけます。)		左側をミシン目で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。 資格情報のお知らせの利用については、裏面及び別紙をご覧ください。	
資格情報のお知らせ			
記号 01010101	番号 0000001	枝番 00	
おかけ 知			
氏名	協会 太郎		
生年月日	昭和 40 年 10 月 1 日		
資格取得年月日	昭和 60 年 10 月 1 日		
保険者番号	01010016		
保険者名称	全国健康保険協会 北海道支部		

1 マイナンバーの提出をお願いします

協会けんぽにおいて、健康保険の資格情報にあなたのマイナンバーが登録できていないか、または登録されたマイナンバーが正しいものであるか確認の必要があるため、同封の「マイナンバー登録申出書」に必要事項を記入いただき、返信用封筒にてお送りください。
記載方法等に不明点がありましたら、以下までご連絡ください。

お問い合わせ先：協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369 (ナビダイヤル) ※土日祝日年末年始を除く

※一部IP電話等で繋がらない場合は、加入の協会けんぽ支部にお問い合わせください。

2 資格情報のお知らせです

加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握できます。

※切り取った資格情報のお知らせを棄損または紛失したときは、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」を加入の協会けんぽ支部にご提出ください。

「マイナンバー登録申出書」をご提出いただいた後、 以下の内容についてご確認ください。

令和6年12月2日以降の受診方法

(①から③はマイナンバーが適切に登録されている場合のみ)

1 マイナ保険証

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用することで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。
メリットや利用登録方法については、別紙をご覧ください。

※マイナ保険証を利用できるのは、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等です。
導入している医療機関等については厚生労働省のホームページをご覧ください。(右の二次元コードからアクセス)



2 マイナ保険証+マイナポータル資格情報画面(スマートフォン)

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等でも、マイナポータル資格情報画面(スマートフォン)をマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。
資格情報画面の表示等については下部の「マイナポータル資格情報の確認方法」をご覧ください。

3 マイナ保険証+資格情報のお知らせ

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等であって、スマートフォンをお持ちでない方は、切り取った資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。

4 健康保険証

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が廃止となりますが、現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日まで使用することができます。

なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。

【その他】

マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を使用することができない状況にある方については、「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

マイナポータル資格情報の確認方法

(マイナンバーが適切に登録されている場合のみ)

スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータル資格情報画面でご自身の健康保険の資格情報を把握できるほか、オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等の場合に、マイナ保険証とともに提示いただくことで医療機関等を受診することができます。

マイナポータルにログインできない方は、切り取った資格情報のお知らせをお使いください。

※協会けんぽでご提出いただいたマイナンバーを確認中の場合や、協会にマイナンバーをご提出いただいていない場合はご確認いただけません。

ログイン方法等(アプリをダウンロードする必要があります)



1 マイナンバーカードを準備し、「はじめる」を押します。



2 「登録・ログイン」を押してマイナポータルにログインします。



3 ログイン後、「健康保険証」を押します。



4 「資格情報」から、登録されている健康保険証情報が確認できます。